## 高知市市民意見提出(パブリック・コメント)制度

## 特定個人情報保護評価書(防災に関する事務全項目評価書)(案)

【趣 旨】 本市の防災に関する事務において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、個人番号を保有・利活用することとなっています。そのため従来の個人情報に、新たに個人番号を加えた、より重要な情報(以下「特定個人情報」という。)を取り扱うことから、なお一層プライバシーに配慮し、個人の権利利益を保護することを目的に、番号法第28条に基づき実施が義務付けられた特定個人情報を取り扱う事務に対する事前のリスク評価である特定個人情報保護評価を実施しています。この評価書について「特定個人情報保護評価に関する規則第14条」により、特定個人情報保護評価書の記載した事項に変更があった場合は評価を修正することとされており、この度、評価を修正したことから、高知市市民意見提出(パブリック・コメント)制度に基づき、特定個人情報保護評価の評価書(案)について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

【評価書案】 資料は、防災政策課、情報公開・市民相談センター、各地域の窓口センター、各ふれ あいセンター及び市のホームページで閲覧できます。

【提出期限】 令和6年12月27日(金)まで必着

【提 出 先】 場所: 〒780-8571 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター5F 防災政策課

ファクス:088-823-9085

電子メール: kc-080200@city. kochi. lg. jp

【提出方法】 任意の様式に住所・氏名・電話番号を記載し、日本語の文書で、郵送、ファクス、電子 メール又は直接持参で提出先まで。口頭及び電話では受付できません。

【その他】 お寄せいただいたご意見につきましては、取りまとめて公表します(氏名等は公表しません)。それらに対する市の考え方や修正を行った場合は修正内容について、後日、高知市ホームページでお知らせします。ただし、個々のご意見には直接回答いたしませんので、ご了承ください。